

東京都における社会貢献活動団体との協働 概要

～ 協働の推進指針 ～

指針の策定の背景

近年、多くの都民が自分の意欲や能力を社会で活かしたいと、ボランティアとして、あるいは、社会貢献活動団体に参加して活動するようになった。

平成 10 年 12 月には、特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、社会貢献活動を担う新たな事業体として、特定非営利活動法人（NPO法人）が活動の場を広げている。

このような中、行政が行うサービスには、社会貢献活動団体の特性を活かすことで、行政単独で行うよりも効果的に提供できるものがあることから、行政と社会貢献活動団体との協働の推進が求められている。特に、年々増加しているNPO法人との協働の機会が広がっていくものと考えられる。

指針の性格

この指針は、東京都が全庁的に社会貢献活動団体との協働を推進していくために、協働に関する基本的な考え方、協働相手の選定など各部局の事業に協働の手法を取り入れるための進め方及び協働を推進するための環境づくりを示したものである。

第 1 社会貢献活動団体との協働に関する基本的考え方

1 社会貢献活動団体とは

社会貢献活動とは、「営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動」を指す。この指針では、協働の相手となる社会貢献活動団体を「社会貢献活動を継続的に行う民間非営利団体」とする。

2 社会貢献活動団体との協働

行政と社会貢献活動団体との協働は、互いの立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、サービスを提供するなどの協力関係を言う。

3 協働を進める基本的な考え方

(1) 協働による多様な都民ニーズへの対応

社会貢献活動団体の持つ専門性や柔軟性、機敏性などの特性を活かすことで、より利用者のニーズに沿ったサービスを提供することができる。

(2) 協働による行政の体質改善

現在のサービス内容や手法などを検討することにより、社会貢献活動団体と協働した方が都民ニーズにより合致することが明らかになったり、双方の仕事の進め方の違いがわかるようになることから、事業のあり方や職員の意識など、行政の体質改善につなげる契機となる。

4 協働になじむ事業

協働という事業手法は、機敏性や先駆性、専門性などの特性を活かしやすい公共施設のサービス事業など、都民の生活に直接的な関わりがある事業に適している。

第 2 協働事業を行う際の留意点

(1) 公平性の確保

(2) 協働相手となる社会貢献活動団体の選定

事業遂行能力の確認

事業目的の共有化

目的達成のための相互協力の意志

事業における責任

(3) 協働事業や協働相手の見直し

第3 社会貢献活動団体との協働の推進指針

協働事業の検討

指針 1

協働にふさわしい事業の検討や既存事業の見直しにおける協働

[進め方]

- ・ 新たな協働事業の検討における協働
- ・ 既存事業の協働化への検討
予定する協働事業に都民の高いニーズがあるか、迅速性・弾力性・専門性などを発揮したサービスを提供できるかなどの視点による検討。

[具体的な取組例]

社会貢献活動団体に関する情報収集・提供（基礎調査、協働事業実施状況調査）
既存事業の協働に向けての検討

協働事業の実施

指針 2

効率的で効果的な協働形態の選択

[進め方]

- ・ 事業目的の実現のために最も効率的で効果的な協働形態の選択
- ・ 協働事業に必要な機材や場の提供など、社会貢献活動団体への支援
- ・ より高いレベルの成果が得られる新しい協働形態の検討
- ・ 協働形態...共催、実行委員会・協議会、事業協力、委託、情報提供・情報交換等。

[具体的な取組例]

協働の具体的な進め方などについての情報提供（協働マニュアル）
新しい協働形態についての情報収集・提供

指針 3

事業に最も適した協働相手の選定

[進め方]

- ・ 協働事業の検討や実施の場面に応じた協働相手の選定
社会貢献活動団体の活動内容・実績、団体運営の安定性・継続性、事業遂行能力、財政状況等の十分な検討による適切な協働相手の選定。

[具体的な取組例]

社会貢献活動団体に関する情報収集・提供（協働事業実施状況調査）
行政との協働意向を持つ社会貢献活動団体についての情報収集

協働事業の評価

指針 4

協働事業実施後の評価とフィードバック

[進め方]

- ・「協働事業評価チェックシート」などを活用した事業実施後の評価
社会貢献活動団体の特性を活かしたか、協働形態や協働相手の選定は適切だったかなどの評価。特定の団体の既得権益化などを招かないよう、効率的・効果的などの視点で評価。
- ・評価結果に基づく協働事業や協働相手の見直し

[具体的な取組例]

協働事業評価の実施（協働事業評価チェックシート）

協働を進めるための体制・環境づくり

指針 5

情報の公開と協働推進体制の整備

[進め方]

- ・協働の相手先の選定基準や選定方法など協働事業の進め方の透明性の確保
- ・「協働の推進プラン」による協働を推進するための環境づくりの取り組み
- ・総合窓口の設置など協働の全庁的な推進体制の整備
- ・総合窓口による情報の一元化と情報公開

[具体的な取組例]

協働事業に関する全庁的な情報収集・提供

（協働事業実施状況調査、中間支援組織との情報交換）

総合窓口の設置（相談機能、情報収集・提供機能、調整機能）

社会貢献活動団体に関する情報収集・提供（基礎調査、中間支援組織との連携）

指針 6

協働に関する職員の理解促進

[進め方]

- ・社会貢献活動団体の果たしている役割や特性・実態、協働の必要性に関する職員の理解促進
- ・社会貢献活動団体との協働による理解の促進

[具体的な取組例]

協働をテーマとする職員研修の実施（公開講座、派遣研修、協働マニュアル）

職員のボランティア活動の推進（都のボランティア休暇制度の普及啓発）

第4 社会貢献活動の支援の方向

1 社会貢献活動を行いやすい環境づくり

人材養成・紹介・あっ旋（企業退職者を対象とした団体運営の事務支援スタッフの養成）
 資金確保に対する社会的支援のあり方の検討（基金への民間資金の確保策や基金による支援対象の拡大策などの検討）
 企業との連携、企業に対する働きかけ（ボランティア休暇・休業制度の奨励・促進、経営者向けボランティア・セミナーの開催）

2 東京ボランティア・市民活動センターなどにおける支援事業の充実

情報収集・ネットワークの強化
 人材養成・社会貢献活動への支援の充実（団体管理・運営のノウハウを持つ人材の養成、NPO法人申請相談）
 社会貢献活動団体の自己評価システムの検討

3 区市町村との連携

区市町村に対する協働事業に関する情報の提供（協働事業事例集の作成）
 区市町村職員を対象とした研修の開催

第5 東京都における協働の推進の今後の取り組み

協働の推進プラン

区 分		主 な 取 り 組 み
ステップ1 （協働を推進するための環境づくりの取り組み）	平成13年度	1 総合窓口の設置 2 「協働マニュアル」の作成 3 市民活動団体基礎調査の実施 4 協働事業実施状況調査の実施 5 協働意向を持つ社会貢献活動団体の情報収集 6 既存事業の協働に向けての検討 7 公開講座の開催
ステップ2 （協働事業の推進に向けた取り組み）	平成14年度	1 協働事業事例集の作成 2 協働事業評価チェックシートなどを活用した評価 3 中間支援組織との意見交換会の開催 4 区市町村における協働の推進支援 ステップ1の取り組み（1～3を除く）を継続して実施
	平成15年度以降	以上の取り組みを継続して実施